

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第19号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部改正)

第1条 佐賀県青少年健全育成条例施行規則(昭和52年佐賀県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(知事が指定する団体等)</p> <p>第2条の2 条例第13条第4項に規定する知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたものは、次に掲げる団体が18歳未満の者に対して販売し、又は貸し出すことを禁止したもの(15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。)とする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人映像倫理機構</u></p> <p>(2) 略</p> <p>様式第9号(第5条関係)</p> <div data-bbox="235 970 1093 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>略</p><p>この処分不服のあるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に知事に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。</p><p>また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p></div>	<p>(知事が指定する団体等)</p> <p>第2条の2 条例第13条第4項に規定する知事の指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたものは、次に掲げる団体が18歳未満の者に対して販売し、又は貸し出すことを禁止したもの(15歳未満の者に対してのみ販売し、又は貸出すことを禁止したものを除く。)とする。</p> <p>(1) <u>一般社団法人日本コンテンツ審査センター</u></p> <p>(2) 略</p> <p>様式第9号(第5条関係)</p> <div data-bbox="1160 970 2018 1337" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>略</p><p>この処分不服のあるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に知事に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。</p><p>また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p></div>

(生活保護法施行細則の一部改正)

第2条 生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第27号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決が</p>	<p>（委任）</p> <p>第2条 法第19条第4項の規定により、法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第55条の6第1項及び第2項</u>、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の保護の決定及び実施に関する事務は、佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に委任する。</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第27号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定</u>）</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="405 260 539 292">ないとき。</p> <p data-bbox="376 464 555 496">(2)・(3) 略</p> <p data-bbox="199 509 607 541">様式第27号の2（第5条関係）</p> <p data-bbox="255 557 293 588">略</p> <p data-bbox="237 604 1104 716">(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="356 732 1104 1083">2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p data-bbox="383 1099 1104 1163">(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。</p> <p data-bbox="376 1339 555 1370">(2)・(3) 略</p>	<p data-bbox="1330 260 2029 451"><u>により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても判決がないとき。</u></p> <p data-bbox="1301 464 1480 496">(2)・(3) 略</p> <p data-bbox="1128 509 1536 541">様式第27号の2（第5条関係）</p> <p data-bbox="1184 557 1223 588">略</p> <p data-bbox="1167 604 2033 716">(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="1285 732 2033 1083">2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p data-bbox="1312 1099 2033 1323">(1) 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）</u>を経過しても判決がないとき。</p> <p data-bbox="1305 1339 1485 1370">(2)・(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>様式第27号の3（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>様式第27号の3（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して<u>50日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）</u>を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>様式第61号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対</p>	<p>様式第61号（第25条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対</p>

改正前	改正後
<p>する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第63号（第26条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、</p>	<p>する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して50日（<u>50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日</u>）を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第63号（第26条関係）</p> <p>略</p> <p>（注） 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、</p>

改正前	改正後				
<p>は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第64号(第27条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="235 718 1099 799"> <tr> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td>3 不服申立ての教示の有無及びその内容</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第66号(第29条関係)</p> <p>略</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消</p>	1・2 略	3 不服申立ての教示の有無及びその内容	<p>は、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>様式第64号(第27条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1162 718 2027 799"> <tr> <td>1・2 略</td> </tr> <tr> <td>3 審査請求の教示の有無及びその内容</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第66号(第29条関係)</p> <p>略</p> <p>(注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消</p>	1・2 略	3 審査請求の教示の有無及びその内容
1・2 略					
3 不服申立ての教示の有無及びその内容					
1・2 略					
3 審査請求の教示の有無及びその内容					

改正前	改正後
<p>しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)
 第3条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の支援給付の決定及び実施に関する事務又は第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条から第28条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の配偶者支援金の決定及び実施に関する事務は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保健福祉事務所に委任する。</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。)第19条第4項の規定により、保護法第24条から第28条まで、第30条、第31条、第33条から第37条の2まで、第48条第4項、<u>第55条の6第1項及び第2項</u>、第62条第3項及び第4項、第63条、第76条第1項、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の支援給付の決定及び実施に関する事務又は第15条第3項において準用する法第14条第4項においてその例によるものとされた保護法第24条から第28条まで、第62条第3項及び第4項、第63条、第77条第2項、第78条の2第1項、第80条並びに第81条に規定する知事の配偶者支援金の決定及び実施に関する事務は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める保</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(5) 略 <u>(不服申立て)</u> 第13条 略 様式第19号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 (備考)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> </div> <p>(注) 略</p>	<p>健福祉事務所長に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略 <u>(審査請求)</u> 第13条 略 様式第19号(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略 (備考)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、<u>当該不備を補正した日</u>)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> </div> <p>(注) 略</p>

改正前	改正後
<p>様式第20号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないので却下します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>2・3 略</p> <p>略</p>	<p>様式第20号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付については、下記の理由で支援給付できないので却下します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して50日（<u>50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日</u>）を経過しても判決がないとき。</p> <p>2・3 略</p> <p>略</p>
<p>様式第21号（第6条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第21号（第6条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(備考) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日(行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>
<p>様式第21号の2(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁</p>	<p>様式第21号の2(第6条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁</p>

改正前	改正後
<p>決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して50日（<u>50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日</u>）を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p>
<p>(注) 略</p> <p>様式第21号の3（第6条関係）</p>	<p>(注) 略</p> <p>様式第21号の3（第6条関係）</p>
<p>略</p> <p>月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求</p>	<p>略</p> <p>月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による配偶者支援金については、下記の理由で支給できないので却下します。</p> <p>なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求</p>

改正前	改正後
<p>の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>	<p>の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して50日（<u>50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日</u>）を経過しても判決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>
<p>様式第21号の4（第6条関係）</p>	<p>様式第21号の4（第6条関係）</p>
<p>略</p> <p>（備考） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当すると</p>	<p>略</p> <p>（備考） この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対し審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の1から3までのいずれかに該当すると</p>

改正前	改正後				
<p>きは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>	<p>きは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>1 審査請求をした日（<u>行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日</u>）の翌日から起算して50日（<u>50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日</u>）を経過しても裁決がないとき。</p> <p>2・3 略</p>				
<p>様式第30号（第13条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="237 719 1102 804"> <tr> <td data-bbox="237 719 1102 762">1・2 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 762 1102 804">3 <u>不服申立ての教示の有無及びその内容</u></td> </tr> </table> <p>略</p>	1・2 略	3 <u>不服申立ての教示の有無及びその内容</u>	<p>様式第30号（第13条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1167 719 2024 804"> <tr> <td data-bbox="1167 719 2024 762">1・2 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 762 2024 804">3 <u>審査請求の教示の有無及びその内容</u></td> </tr> </table> <p>略</p>	1・2 略	3 <u>審査請求の教示の有無及びその内容</u>
1・2 略					
3 <u>不服申立ての教示の有無及びその内容</u>					
1・2 略					
3 <u>審査請求の教示の有無及びその内容</u>					

（児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正）

第4条 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和55年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>この決定に不服があるときは、この通知のあった日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して審査請求（<u>異議申立て</u>）をすることができます。</p> <p>また、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>この決定に不服があるときは、この通知のあった日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消しの訴えを提起することができます。</p>

(佐賀県小規模水道条例施行規則の一部改正)

第5条 佐賀県小規模水道条例施行規則(昭和35年佐賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2号様式 略</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道敷設工事の設計は、次のとおり佐賀県小規模水道条例第3条第1項の基準に適合しません。(次の理由により基準に適合するかしないかを判断することができないので通知します。)</p> <p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は、佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>第2号様式 略</p> <p>年 月 日付け 第 号で確認申請の小規模水道敷設工事の設計は、次のとおり佐賀県小規模水道条例第3条第1項の基準に適合しません。(次の理由により基準に適合するかしないかを判断することができないので通知します。)</p> <p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は、佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>

(肥料取締法施行細則の一部改正)

第6条 肥料取締法施行細則(昭和25年佐賀県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第8条 略</p> <p><u>(意見の聴取)</u></p> <p>第12条 法第34条第2項に規定による意見の聴取については、別に定める。</p> <p>第13条 知事は、法第34条第1項の規定による不服の申立てに基く、</p>	<p><u>(報告の徴収)</u></p> <p>第8条 略</p>

改正前	改正後
<p><u>意見聴取会を開催したときは、意見聴取会の終了後速やかに、処分を決定し、文書によりこれを当該申立人に通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第14条・第15条 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第12条・第13条 略</p>

(佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第7条 佐賀県屋外広告物条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第69号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>許可の条件又は不許可及びその理由</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> </td> </tr> </table>	略		略	略	<p>許可の条件又は不許可及びその理由</p>	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>第1号様式(第2条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>許可の条件又は不許可及びその理由</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> </td> </tr> </table>	略		略	略	<p>許可の条件又は不許可及びその理由</p>	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
略													
略	略												
<p>許可の条件又は不許可及びその理由</p>	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>												
略													
略	略												
<p>許可の条件又は不許可及びその理由</p>	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>												

改正前		改正後	
略		略	
第5号様式(第5条関係)		第5号様式(第5条関係)	
略		略	
略		略	
許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。）・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。）・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
略		略	

改正前	改正後						
第6号様式(第5条関係)	第6号様式(第5条関係)						
略	略						
略	略						
略	略						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可の条件</td> <td> <p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">許可の条件</td> <td> <p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> </td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	略
許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	略					
許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)・武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	略					
略	略						

(佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第8条 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和60年佐賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第5号(第6条関係)	様式第5号(第6条関係)
略	略
注 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の	注 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の

改正前	改正後
<p>翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

（知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第9条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和62年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。</p>

改正前	改正後
<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり請求を拒否することとしたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第5号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり請求を拒否することとしたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
<p>略</p> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が存在しないため開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して</p>	<p>略</p> <p>様式第6号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書が存在しないため開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して</p>

改正前	改正後
<p><u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第11号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けであなた（貴団体）から「公文書の開示決定等に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、佐賀県情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに<u>異議申立て</u>と併せて執行停止の申立てをする必要があります。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p><u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第11号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けであなた（貴団体）から「公文書の開示決定等に関する意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示することと決定しましたので、佐賀県情報公開条例第13条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに<u>審査請求</u>と併せて執行停止の申立てをする必要があります。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>
<p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定に基づく開示決定等に対する次の<u>不服申立て</u>については、同条例第17条の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により通知します。</p>	<p>様式第12号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県情報公開条例第10条第1項の規定に基づく開示決定等に対する次の<u>審査請求</u>については、同条例第17条の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第18条の規定により通知します。</p>

改正前		改正後	
不服申立てに係る公文書の件名又は内容		審査請求に係る公文書の件名又は内容	
不服申立てに係る開示決定等の内容		審査請求に係る開示決定等の内容	
不服申立ての内容	(1) <u>不服申立て</u> 年月日 年 月 日 (2) <u>不服申立て</u> の趣旨	開示請求があった年月日	年 月 日
略		審査請求の内容	(1) <u>審査請求</u> 年月日 年 月 日 (2) <u>審査請求</u> の趣旨
		略	
<p>様式第13号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>次の<u>不服申立て</u>については、決定する期間を延長したので、佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定により通知します。</p>		<p>備考 <u>審査請求に係る開示決定等の内容は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。</u></p> <p>様式第13号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>次の<u>審査請求</u>については、決定する期間を延長したので、佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定により通知します。</p>	
<u>不服申立ての対象となった決定</u>	年 月 日 (決定の内容)	<u>審査請求の対象となった決定</u>	年 月 日 (決定の内容)
佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定による決定機関	略	開示請求があった年月日	年 月 日
略		佐賀県情報公開条例第18条第2項の規定による決定機関	略
		略	

改正前	改正後
	備考 <u>審査請求の対象となった決定は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。</u>

(知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第10条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成14年佐賀県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第5号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったこと</p>	<p>様式第4号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報の一部を開示することと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第5号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったこと</p>

改正前	改正後
<p>を知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり請求を拒否することとしたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>を知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり請求を拒否することとしたので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>
<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報が不存在のため開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p>	<p>様式第7号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり個人情報が不存在のため開示しないことと決定したので通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p>

改正前	改正後
<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第10号（第6条関係）</p>	<p>様式第10号（第6条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>年 月 日付けであなた（貴団体）から「個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、佐賀県個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。</p>	<p>年 月 日付けであなた（貴団体）から「個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、佐賀県個人情報保護条例第18条第3項の規定により通知します。</p>
<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに<u>異議申立て</u>と併せて執行停止の申立てをする必要があります。</p>	<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができますが、開示の実施を停止するためには、開示を実施する日までに<u>審査請求</u>と併せて執行停止の申立てをする必要があります。</p>
<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第13号（第12条関係）</p>	<p>様式第13号（第12条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、一部を訂正することと決定し、次のとおり訂正しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>	<p>年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、一部を訂正することと決定し、次のとおり訂正しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p>
<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して</p>	<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して</p>

改正前	改正後
<p><u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第14号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p><u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p> <p>様式第14号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>
<p>様式第17号の2（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により一部を利用停止することと決定し、次のとおり利用停止しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p>	<p>様式第17号の2（第14条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により一部を利用停止することと決定し、次のとおり利用停止しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p>

改正前	改正後								
<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>様式第17号の3（第14条関係）</p>	<p>様式第17号の3（第14条関係）</p>								
<p>略</p> <p>年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p>	<p>略</p> <p>年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、佐賀県個人情報保護条例第27条第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定したので、同条第3項の規定により通知します。</p>								
<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。</p>	<p>なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p>								
<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p>様式第18号（第15条関係）</p>	<p>様式第18号（第15条関係）</p>								
<p>略</p> <p>次の<u>不服申立て</u>については、佐賀県個人情報保護条例第30条第1項の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第31条第1項の規定により通知します。</p>	<p>略</p> <p>次の<u>審査請求</u>については、佐賀県個人情報保護条例第30条第1項の規定により佐賀県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第31条第1項の規定により通知します。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 1203 555 1286">不服申立てに係る個人情報の内容</td> <td data-bbox="555 1203 1099 1286"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 1286 555 1369">不服申立ての対象となった決定</td> <td data-bbox="555 1286 1099 1369">年 月 日付け 第 号 (決定の内容)</td> </tr> </table>	不服申立てに係る個人情報の内容		不服申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 1203 1482 1286">審査請求に係る個人情報の内容</td> <td data-bbox="1482 1203 2027 1286"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1286 1482 1369">審査請求の対象となった決定</td> <td data-bbox="1482 1286 2027 1369">年 月 日付け 第 号 (決定の内容)</td> </tr> </table>	審査請求に係る個人情報の内容		審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
不服申立てに係る個人情報の内容									
不服申立ての対象となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)								
審査請求に係る個人情報の内容									
審査請求の対象となった決定	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)								

改正前		改正後	
		<u>開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった年月日</u>	年 月 日
<u>不服申立の内容</u>	(1) <u>不服申立て</u> 年月日 年 月 日 (2) <u>不服申立ての趣旨</u>	<u>審査請求の内容</u>	(1) <u>審査請求</u> 年月日 年 月 日 (2) <u>審査請求の趣旨</u>
略		略	
<p>様式第19号（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>次の<u>不服申立て</u>については、佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので、同条例第31条第2項の規定により通知します。</p>		<p>備考 <u>審査請求の対象となった決定は、開示決定等についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。</u></p> <p>様式第19号（第15条関係）</p> <p>略</p> <p>次の<u>審査請求</u>については、佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり決定する期間を延長しましたので、同条例第31条第2項の規定により通知します。</p>	
<u>不服申立ての対象となった決定</u>	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)	<u>審査請求の対象となった決定</u>	年 月 日付け 第 号 (決定の内容)
<u>開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった年月日</u>		<u>開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった年月日</u>	年 月 日
佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定による決定機関	略	佐賀県個人情報保護条例第30条第2項の規定による決定機関	略
略		略	

改正前	改正後
	備考 <u>審査請求の対象となった決定は、決定についての審査請求の場合にのみ記載し、不作為についての審査請求の場合は斜線を引くこと。</u>

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第11条 佐賀県公有財産規則(昭和40年佐賀県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>様式第10号(第19条の2関係)</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 決定に不服がある場合 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができる。 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となる。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(注) 略</p> <p>様式第11号(第20条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料(希望額)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第13号(第20条関係)</p>	略		使用料(希望額)		略		<p>様式第10号(第19条の2関係)</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 決定に不服がある場合 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となる。)を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>(注) 略</p> <p>様式第11号(第20条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用料の減免を希望する場合は、その理由</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>様式第13号(第20条関係)</p>	略		使用料の減免を希望する場合は、その理由		略	
略													
使用料(希望額)													
略													
略													
使用料の減免を希望する場合は、その理由													
略													

改正前	改正後
<p>略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 決定に不服がある場合 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して<u>異議申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>注 略</p>	<p>略</p> <p>1～7 略</p> <p>8 決定に不服がある場合 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>注 略</p>

（佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第12条 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第24号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	<p>様式第24号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第25号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第26号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をことができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第25号（第27条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第26号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をことができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>様式第27号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>	<p>様式第27号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>
<p>様式第28号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>	<p>様式第28号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>
<p>様式第29号（第28条関係）</p>	<p>様式第29号（第28条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第30号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、すでに支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第31号（第29条関係）</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができ、その後においては、この処分の後の事情の変化を理由に(1)に対し、この処分の取消しを申し立てることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は(2)となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第30号（第29条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、すでに支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第31号（第29条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 の規定に 第16条第1項</p> <p>より、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第33号（第31条関係）</p> <p>略</p>	<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 の規定に 第16条第1項</p> <p>より、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第33号（第31条関係）</p> <p>略</p>
<p>第17条第1項 佐賀県職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定に 第17条第3項</p> <p>より、退職手当受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第34号（第31条関係）</p> <p>略</p>	<p>第17条第1項 佐賀県職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定に 第17条第3項</p> <p>より、退職手当受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p> <p>様式第34号（第31条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 の規定に 第17条第5項</p> <p>より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県知事に対して<u>不服申立て</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>	<p>佐賀県職員の退職手当に関する条例 第17条第4項 の規定に 第17条第5項</p> <p>より、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は となる。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>略</p>

（住民基本台帳法施行細則の一部改正）

第13条 住民基本台帳法施行細則（平成20年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>異議申し立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は、佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は、佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>

改正前	改正後
略	略

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、この規則による改正後の佐賀県青少年健全育成条例施行規則、生活保護法施行細則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則、佐賀県小規模水道条例施行規則、肥料取締法施行細則、佐賀県屋外広告物条例施行規則、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、知事が管理する公文書の開示等に関する規則、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則、佐賀県公有財産規則、佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則及び住民基本台帳法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の佐賀県青少年健全育成条例施行規則、生活保護法施行細則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則、児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則、佐賀県小規模水道条例施行規則、肥料取締法施行細則、佐賀県屋外広告物条例施行規則、佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則、知事が管理する公文書の開示等に関する規則、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則、佐賀県公有財産規則、佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則及び住民基本台帳法施行細則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。